

拉致問題の早期解決を求める意見書

平成 14 年、朝鮮民主主義人民共和国は、拉致を認めて 5 人の被害者に続いて、その家族を帰国させた。しかし、それ以降、全く進展がない状況である。朝鮮民主主義人民共和国の地で、わが国からの救いの手を待っている被害者らの苦しみと日本の地で帰りを待つ家族の苦痛は筆舌に尽くし難く、更に 10 年の歳月が経過している。

政府は、現在、17 人を朝鮮民主主義人民共和国による拉致被害者として認定している。また、未認定被害者の存在の可能性を否定できないことも事実である。

平成 18 年以降、政府は、内閣総理大臣を本部長とする拉致問題対策本部をつくり、被害者救出に取り組んでいるが、いまだ具体的な成果はあがっていない。

昨年末、拉致の責任者である金正日氏が死去した。朝鮮民主主義人民共和国が生存する拉致被害者をすでに亡くなっていると云わざるをえなかったのは、国家の責任者金正日氏の責任を認めるわけにはいかなかったためである。しかし、金正恩氏へ政権が移行し、今こそ拉致被害者救出のまたとない好機である。国際社会の一員たるためには拉致問題の解決が避けられないということを金正恩政権に強力に求める必要がある。

拉致問題は、わが国に対する重大な主権侵害であるとともに、許しがたい人権侵害である。

よって、国においては、拉致問題解決に全力をあげて取り組み、全ての拉致被害者を早急に救出するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 24 年 12 月 18 日

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
法務大臣様
外務大臣様
拉致問題担当大臣様

福岡県大野城市議会議長 関岡俊実